

消火器の訪問販売

Q 5日前、自宅に「消防署の方から消火器の点検に来ました」と制服を着た人が訪ねて来ました。家には消火器を置いていなかったのですが、「法律が変わり、1世帯に1本の設置が義務付けられた」と言われ、びっくりしてその場で2万円を支払い、消火器を購入しました。

その後、念のため消防署に確認したところ、「消防署で訪問販売をすることはない」「設置は法律で義務付けられていない」ことが分かりました。今から契約をやめることはできないのでしょうか。



A これは「点検商法」と呼ばれるものです。業者が消防署員を装ったり「行政から委託された」などと称して家庭を訪問し、不必要な点検や販売を勧める悪質商法です。事例は消火器ですが、配水管・ブレーカー・布団など対象・手口はさまざまです。

このような訪問販売で消火器を契約した場合、契約書を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件で契約を解除すること)ができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、業者の説明にうそがあったときや、断っても帰ってくれず仕方なく契約したときは、取り消しができる場合があります。

今回はまだ期間内なので、はがきに必要事項を書いて配達記録郵便で業者に送り、クーリング・オフの手続きをしましょう。その際は証拠として残るように必ず両面コピーを取って保管してください。

最近では事業所に入入りしている業者を装い訪問し、「消火器の詰め替え時期が来た」と言って契約させるケースも発生しています。

- 「今ならお得」「早くしないと」と急がせる場合は気を付けましょう
- 「むげに断るのも…」と思わず、必要がない場合ははっきりと断りましょう
- 「おかしいな」と思ったり困ったりしたときは、家族や知人、消費生活センターに相談しましょう

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

冬の省エネ

冬の暖房時の熱は、約5割が玄関や窓などの開口部から流出してしまうといわれています。そのため、室内の熱そのものや、温まった空気を外に逃がさない工夫が必要です。

寒さが厳しくなるこの季節、少ないエネルギーで暖かく快適な生活を送るため、次のような工夫をしてみたいかがでしょうか。

カーテンの基本は「ぴったり」

窓から忍び込んでくる冷気を防ぐためには、厚手のカーテンが強い味方。床まで届くように下げたり、窓枠にぴったり合わせたりすると、断熱性が上がります。また、天気の良い日は暖かい日差しを入れると部屋の中が温まります。

窓ガラスで断熱効果もアップ

複層ガラスは、外の冷たい空気を遮断して、部屋の断熱効果を高めてくれる優れたもの。製品によっては、夏の日光を遮って室内温度の上昇を防いでくれるものもあります。もっと手軽に、という人には窓に断熱シートなどのフィルムを貼るのもお勧めです。

湿度も暖かく感じるポイント

室温が同じでも、湿度が高いと暖かく感じられます。加湿器の使用以外でも、窓際に観葉植物を置いてこまめに水をあげたり、水槽を置いて魚を飼ったりすれば、楽しく体感温度を上げることができます。



※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。